



【公共の用に供する施設】

項目	主な整備内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道を設ける場合は、幅員は、200cm以上で平坦にし、路面は必要に応じ滑りにくい仕上げとします。 幅員内に設ける排水口のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とします。 必要に応じ注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設します。 また、歩道と車道が接する部分で歩行者等が通行する部分のすりつけこう配は、12分の1以下を標準とします。
公園	<p>(出入口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の用に供する出入口のうち1以上の出入口は、幅員を120cm以上とします。 ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90cmを標準とします。 また、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないようにします。 <p>(園路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の出入口に接する園路の出入口は、幅員を120cm以上とします。 車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないようにし、表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げとします。縦断こう配は、12分の1以下を標準とし、必要に応じ、手すりを設置し、又は注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設します。 幅員内に設ける排水口のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とします。 <p>(便所、駐車場、水飲み場、案内板)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共的施設と同様の配慮をします。 <p>(ベンチ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1つ以上設けるようにします。
路外駐車場	公共的施設と同様に車いす使用者用駐車スペースを1以上設けるようにします。



「心のユニバーサルデザイン」に取り組みましょう!

建造物などのハード面の改善には費用もかかりますし、利用者のニーズに完璧に応えることは難しい面もあるでしょう。しかし、援助を必要とする利用者に声をかけ、サポートをするといったことは簡単に取り組むことができますし、そうすることによって本当の意味での「ひとにやさしいまちづくり」が実現すると言えるでしょう。

そのためには、ちょっとしたポイントを知っておくことで取り組みやすくなります。以下にそのポイントを挙げてみましょう。

視覚に障害のある方の場合

- 案内をする場合、これから進む場所の情報を言葉で伝えることが大切です。その際、「あっち」「こっち」といったあいまいな言葉ではなく、「右」「左」や「ここから廊下幅が狭くなります」というように、具体的な情報を伝えましょう。
- 手引きをする場合、手引き者が腕を貸して半歩前を歩きます。手引きをする人・受ける人の二人分の幅・高さを確保しながら歩き、狭い道は一列または横歩きになります。
- 盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障害者補助犬は特別な訓練を受けており、ペットではありません。また、身体障害者補助犬法においても様々な施設や交通機関での受入れが義務付けられています。これらのことを理解したうえで対応されるようお願いいたします。



聴覚に障害のある方の場合

- 手話が通じる人も通じない人もいます。口の動きを読み取る口話くわなどの方法を使う人もいますが、筆談にすると正確にやり取りができます。窓口などに簡易筆談器を備えておくとういでしょう。

車いすを利用する方の場合

- 障害の内容は脊椎損傷によるもの、病気によるものなど様々です。また、車いすの機能も機種によって様々であり、介助をする場合は危険につながらないよう利用者や車いすの状態をきちんと把握するようにしましょう。
- 聴覚障害者や内部障害者(呼吸器に障害がある方やオストメイト(人工肛門等の保有者)など)の場合には、外見では配慮が必要なが分かりにくいこともあります。どのようなケースでも、気軽にサポートを求めやすい環境をつくり、その人の要望をよく聞いたうえで必要なサポートをするようにしましょう。

